

パブリック・コメントの回答について

「多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップの実施について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和3年10月1日から10月31日に募集し、4名8件の意見を提出いただきました。いただいた意見の要旨と市の考え方は以下のとおりです。

提出者	意見 No.	いただいた意見の要旨	市の考え方
1	1	<p>多治見駅北送迎バス停車場（以下、「バス停車場」という）におけるアイドリングストップの実施は、バス停車場の周辺環境を守るためにも必要であり、既に多治見市は使用している関係各社にアイドリングストップについての文章を何度も配布している（令和2年9月14日付け都政第630号「多治見駅北口貸切バス停車場におけるアイドリングストップのお願い」等）。</p> <p>しかし、今回のパブリックコメントは、タイトルは「多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップの実施について」となっているが、真の目的は「アイドリングストップの実施」ではなく、「多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップの実施について」（以下、「規程案」という）の「5. アイドリングストップの実施方針」に「送迎バス使用者の健康への配慮のため必要な範囲としてアイドリングを実施する時間は、おおむね10分以内とする」とあり、アイドリングストップを実施するように見せかけ、実は10分間のアイドリングを認めるという姑息な内容である。</p>	<p>ご意見のとおり、多治見駅北送迎バス停車場における使用時には、周辺地域への配慮からアイドリングストップに努めていただくようバス事業者に対し通知をしてきたところですが、今般、改めて「多治見駅北送迎バス停車場の設置及び管理に関する条例」第11条に基づき「多治見駅北送迎バス停車場におけるアイドリングストップの実施について」としてアイドリングストップを原則とする規程を定めるものです。</p>
1	2	<p>送迎バス停車場の周りには住宅や公園があり、大型バスが5、6台一斉にアイドリングをすることは、騒音や排気ガス等によりその周りの環境に多大な悪影響を与える。</p> <p>そのため、これまで都市政策課は周りの環境への悪影響からアイドリングを認めないという方針でいたが、夏季の酷暑、冬季の寒冷におけるバス利用者の健康面への配慮をすべきと判断し、「環境への悪影響」「住民生活への悪影響」よりも「バス利用者の健康面への配慮」を優先すべきと政策を変更するものである。</p> <p>今回の規定案3条には、バスの利用者の健康への配慮として「夏季・冬季における空調のためのアイドリングなど必要な範囲でのアイドリングは妨げるものではない。」とあるが、アイドリングストップによるバス利用者の健康被害があったという事実は今までない。</p> <p>今年の9月初旬、都市政策課長より、送迎バスを利用する社員が熱中症で倒れたので暑い日にはアイドリングを認めてほしいとの話があり、熱中症は重篤な病気でありアイドリングはやむを得ないと思った。しかし、その後熱中症で倒れた件を再度確認したところ、都市政策課長は「熱中症と言っていないし、倒れたとも言っていない。熱中症のような症状で気分が悪くなったと言った。」と反論。都市政策課長が本件の話を聞いた企業誘致課長から</p>	<p>駅北送迎バス停車場の使用においては、アイドリングストップを原則と考えており、周辺地域へ悪影響を及ぼさないよう「環境への配慮」を優先すべきと考えています。</p> <p>しかし、当該バス停車場の利用者の中には夏場の暑さにより具合が悪くなった方もいらっしゃったこともあり、熱中症等にならないための予防対策も必要であると判断し、バス利用者の健康面への配慮から、限定的にアイドリングを認めるものであることをご理解いただければと存じます。</p>

	<p>は「バス駐車場を利用する事業者から「車内が熱いため従業員から何とかしてくれと要望があった。また、その事業者から暑さで気分が悪くなった従業員もいたという事を聞いたが、病院へは行っていないのでそれほど大したことではないだろう。」と説明を受けた。</p> <p>事業者から、従業員が暑いと苦情があったからアイドリングを認めてくれと言われ、このようなパブリックコメントを募集し、アイドリングを認める方向にしようとしており、多治見市の姿勢は企業の言いなりになっていて市民のことは二の次になっている。</p>	
3	<p>朝の7時台、8時台には、出発時間の15分ほど前からバスが連なり、多い時には6,7台が停車し大きな音を立てアイドリングをしている。それらのバスは、着いた直後に入り口ドアを開け、すぐに従業員を乗車させていたが、このような運用では出発まで長い者は15分ほど暑いバスの中にいることになる。</p> <p>バスの運転手に出発時間の15分前でなく、5分前ぐらいに来ればいいのではないかと聞いたところ、交通渋滞等に備え、会社から15分前には着くようにと指示をされているという返事であった。</p> <p>運用の仕方を変え、バスの入り口ドアを開けるのを出発の5分前に変更して従業員を乗車させるようにすれば、暑い車内にいる時間は5分程度となり、従業員も暑さで不満を言うこともなくなる。5分程度であれば、熱中症のような状態になることを心配する必要もなくなる。</p> <p>多治見市が市民の立場に立って対策をするのであれば、まず、こういう改善を実施させるべきで、バスの運行業者の言いなりになっていないで、「アイドリングをしなくてもバスの乗客に悪影響を及ぼさないようなバスの運行方法を考えろ」と言うべきである。</p> <p>また、バス駐車場の東に「駅北第一公園」があり、高齢者や幼児連れの親子が寛ぐ光景を何度も見ているが、風向きによってはバスの排気の臭いがこの公園まで漂ってくる。</p> <p>規程案の「5. アイドリングストップの実施方針」では、「ただし、送迎バス使用者の健康への配慮のため必要な範囲としてアイドリングを実施する時間は、おおむね10分以内とする。」とあるが、5台も6台もの大型バスが10分もアイドリングをしたとしたら、どれほどの騒音や排気ガスによる大気汚染になるのか、多治見市はそんなことは関係ないと言わんばかりである。</p> <p>多治見市は市有地内で、車内を冷やす目的で走行もしないのに無駄なアイドリングをして温暖化の要因の1つのCO2を排出し、熱い多治見市の気温を更に暑くするような行為を、許すべきではない。</p>	<p>運行者には、原則、アイドリングストップであることを十分理解の上、周辺地域に十分配慮した運行をしていただく必要があると考えています。そのため、規程第4条のとおり、事業者には極力アイドリングを実施しないような使用時間や停車時の暑さ対策等を検討いただき「運行計画」を立案していただくこととしています。</p>

<p>4</p>	<p>バス停車場用地の価値について、隣接する時間貸し駐車場用地の固定資産税課税標準額を基に算出すると、仮に一般に貸し付けた場合、4,969,883円相当が賃料となり市の年間収入となる。</p> <p>都市政策課が行ったバス停車場利用者へのアンケート調査によれば、利用企業等は6団体、運行業務受託会社5団体であり、本来なら、これらの企業等は、バス停車場の年額賃料相当額4,969,883円を多治見市に支払わなければいけないところ、都市計画部長と都市政策課長は、それら企業等の賃料等を支払わなくてもいいように便宜を図るために「多治見駅北送迎バス停車場の設置及び管理に関する条例」を制定するように議会に働きかけ、条例は制定された。</p> <p>一般市民は駅周辺に駐車する場合は、有料駐車場に止めており、それが当たり前のことであり自動車を運転するものの常識である。</p> <p>しかし大型バスだけは市が無料の駐車場所を用意してやるというのは、市長や都市計画部長らは送迎バスを運行している企業等や運行業務受託会社と癒着しているのではないだろうか。</p>	<p>駅北送迎バス停車場は、駅北庁舎南側にあるロータリー状市道が平成24年7月に供用開始されて以降、事業者送迎バスや観光バス等と歩行者や自転車等との交錯、またバスと一般車との混在による混雑に対し多くの苦情をいただいたため、送迎バスを分離して一般車両との混雑解消を図る交通政策として設置しているものです。</p> <p>当該バス停車場を有償とするか無償とするかについては、市としても検討した結果、従来どおり無償とすることとし、令和3年3月議会でのご質問に対しても、当該地域が企業誘致の関係のバス、福祉施設のバス又は観光バスの発着の拠点になっている現状を総合的にとらえ、都市の発展や経済への寄与という観点から無償とした旨説明をさせていただき、ご承認をいただいているところです。</p> <p>また、使用時間についても周辺への影響に配慮し、乗降場はおおむね15分以内、待機場はおおむね30分以内と制限の上ご利用いただく旨議会に対し説明をさせていただいております。なお、駅北ロータリーに設置している一般車両が使用できる駐車場も30分以内無料となっておりますのでご理解いただければと存じます。</p>
<p>5</p>	<p>数年前、青少年ホームを廃止するという市の説明会で、青少年ホームは勤労青少年のリクレーションの場として造られたものであり、その為の法律がすでに廃止され青少年ホームの存続の根拠となる法律がないこと、また青少年ホームは経年劣化が激しく耐震基準も満たしていない古い建物なので危険であることが廃止理由であると説明があった。</p> <p>その説明を聞き、関係する法律がないなら、規則や条例をつくればいいし、実情は公民館的な使用実態があるのだから、公民館を管轄する部署へ移管すればいいではないか、また、老朽</p>	<p>前述意見No.2. No.3の意見の要旨に対する市の考え方と同様です。</p>

	<p>化や耐震工事に対しては1千万円もかければできるだろうから、新たに公民館をつくるより安上がりにはできるのではないかと思った。</p> <p>利用者と市との話し合いの結果、利用料収入と経費の差額の年間赤字分の百数十万円を市民が負担するという事で青少年ホームはこけいざん森の家として存続することとなった。</p> <p>しかし、年間百数十万円のお金を集めるために、市民の方々は募金を募ったり廃品回収をしたり大変な努力をしている。市は、青少年ホームでは市民に金銭的負担を強いながら、一方、バス駐車場の利用企業は、都市計画部長の計らいで何の苦労もなくただでバス駐車場を使えるのである。</p> <p>せめて、バス駐車場の利用企業は、駐車場の周りの住民の環境に悪影響を及ぼすアイドリングぐらいはしないようにしたらどうか。15分程度のことで健康被害になるというのは考えられない。ただで使わせてもらっているのだから、それくらい我慢をしろといたい。</p> <p>もし実際に健康被害にあったというのなら、診断書を出しなさい。素人が健康被害とは断定できないはずだ。医師が症状を見て健康被害かどうかを診断して初めて、健康被害と言える。</p> <p>出発の5分前まで乗車させないとか工夫をして、周りの環境に悪影響を与えないような運行の仕方を、バスの運行業者は考えなさい。</p> <p>こけいざん森の家の件では市民に負担をかけておいて、大型バスを所有している企業には負担を掛けないようにするという、「市民に厳しく企業に優しい」が市長の政治の本質なのか。</p>	
2	6	<p>コロナも一旦落ち着きを見せている中で観光バスでの旅行や大学の通学も再開されてくると思います。ソーシャルディスタンスを守りながら待機場の混雑が予想されます。車内での待機は必須となると思います。その中での熱中症対策は不可避だと思いますので条件付きでのアイドリングストップ解除はお願いしたい。</p> <p>駅北送迎バス駐車場の使用の際は、「原則、アイドリングストップ」と考えており、周辺地域へ悪影響を及ぼさないよう「環境への配慮」を優先すべきと考えています。従って、運行者には、原則、アイドリングストップであることを十分理解の上、周辺地域に十分配慮した運行をしていただく必要があると考えています。そのため、規程第4条のとおり、事業者には極力アイドリングを実施しない時間や停車時の暑さ対策等を検討いただき「運行計画」を立案していただくこととしています。</p>

			<p>限定的にアイドリングを認めるのは、夏場の暑さにより具合が悪くなった方がいらっしやったこともあり、健康面への配慮から、熱中症等の予防対策も必要であると判断したものであり、あくまでも「運行計画」を順守していただくことが大前提です。</p> <p>なお、バス利用者の健康面への配慮のためのアイドリングに関しては、今後現地における気温等の検証も行い、アイドリングを行う目安を検討していきたいと考えております。</p>
3	7	<p>横浜市営バスのお客様暑さ対策として、「窓全開、マスク着用」のコロナ禍にあって従来基準の見直しを要請。エアコン利用について柔軟な対応に切り替える。朝夕の涼しい時間帯は大きく窓を開け外気とり入れ、適宜冷房運用。外気温が30度を超えた時点でアイドリングストップ中止。日差しの強さや湿度などによる体感温度を注意しつつ冷房を運用とする。」</p> <p>また小田急バスでは「弊社では日頃、途中停留所や信号待ち等においてエンジンを切るアイドリングストップに取り組んでおります。盛夏の時期を迎え連日の猛暑が続いていることから、お客さまへ快適な車内環境を提供するため、状況によってはアイドリングストップを行わず、車内の冷房温度維持を図る場合もあります」とあります。</p> <p>電車等の接続による待機時間の発生は不可避であるためアイドリングストップにおきましては柔軟なご対応をお願いしたい。</p>	<p>前述意見No.6の意見の要旨に対する市の考え方と同様です。</p>
4	8	<p>周辺住民への配慮及び環境対策におけるアイドリングストップの遂行につきましては大いに賛同します。しかし始発地における熱中症のリスクが様々な地域でも議題になっており、多治見同様に気温が高い熊谷市のある埼玉県においても「その他やむを得ないと認められる場合（人の生命、身体に危害が及ぶおそれがある場合）」の中に「駐車場での待機により、熱中症の健康被害が生じるおそれがあること」が該当すると判断されているようです。また大阪府においても「厳寒期、盛夏期等については条例の適用について一定の配慮を行う」と記されております。</p> <p>駐車場における健康対策の一環として盛夏期においては基準を設けたうえでのアイドリングストップの一部解除をお願いしたい。</p>	<p>前述意見No.6の意見の要旨に対する市の考え方と同様です。</p>

